

一般社団法人長野県病院薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県病院薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所及び介護保険施設に勤務する薬剤師の倫理的・学術的水準・プレゼンスを高め、臨床薬学及び病院薬剤師業務の進歩、発展を図ることにより、医療水準の向上に貢献し、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、長野県内において前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事業
- (2) 生涯研修に関する事業
- (3) 各種認定に関する事業
- (4) 薬学教育の向上に関する事業
- (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事業
- (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事業
- (7) 県民に対する薬の正しい知識の普及啓発及び相談に関する事業
- (8) 調査研究に関する事業
- (9) 関係諸団体との連携及び協力に関する事業
- (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事業
- (11) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 長野県内の病院、診療所、介護保健施設に籍を有し、又は勤務する薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 前号に規定する施設以外に勤務する薬剤師、又は無職の薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、事業を支援するために入会した個人もしくは団体
- (4) 名誉会員 本会に特に顕著な功績のあった者として、理事会の推薦により総会の承認を得た者

- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会で別に定める方法により入会の申込みを行い、会長の承認を得なければならない。

（会員の義務）

第7条 会員は、総会で別に定める会費及び負担金を支払う義務を負う。なお、既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

- 2 正会員及び特別会員は、一般社団法人日本病院薬剤師会の会員になるものとする。

- 3 会員は、この定款に定める事項及び総会の決定事項を遵守する義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会で別に定める方法により会長に届出をすることによって、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の決議を経て除名することができる。

- (1) この定款に定める事項及び総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
- (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は前2条に規定するほか、次の各号の一に該当するときは、会員としての資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき、若しくは解散したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 正当な理由なく会費の納入を怠り、且つ催告に応じず年度内に納入しなかったとき

- 2 会員が、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上40人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、15人以内を常務理事とする。

- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。

（理事の職務・権限）

第12条 会長は、法令及び定款の定めにより本会を代表し業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事会が決める担当業務を分掌し、その業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。
- 5 会長、副会長、及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、任期満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまではその権利義務を有する。

(役員了解任)

第16条 理事及び監事は総会の決議により、解任することができる。

- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(相談役)

第17条 本会に相談役をおくことができる。相談役は一般法人法上の役員に該当しない。

- 2 相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 相談役は本会の運営に関し、会長の求めに応じ、随時意見を述べるることができる。
- 4 相談役には、その職務を行うために要した費用について、理事会の定めにより、その実費相当額を支払うことができる。

第5章 総会

(構成等)

第18条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会を一般法人法上の社員総会とする。
- 4 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 5 通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

(開催、招集)

第19条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要であると認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員より会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

3 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。

4 会長は第2項第2号による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

(権限)

第20条 総会は、次に掲げる事項及び一般法人法に定める事項を決議する。

- (1) 事業報告及び計算書類の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 役員の責任の免除
- (4) 名誉会員の選任
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 合併に関する事項
- (8) 解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) その他この定款に定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においてあらかじめ目的として通知された事項以外の事項を決議することはできない。

(会議の成立)

第21条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、又は委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、他の正会員にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。

3 名誉会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(議長)

第22条 総会の議長は、総会ごとに理事、監事以外の出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第23条 総会の決議は、出席正会員の過半数により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 合併に関する事項
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令に基づき議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び議長が指名した出席正会員2名が記名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催、招集)

第26条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合を除く。

3 会長は、第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事が理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項をあらかじめ通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(権限)

第27条 理事会は、次に掲げる事項及び一般法人法に定める職務を行う。

(1) 本会の事業計画及び予算の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(4) その他重要な会務の決定

(会議の成立)

第28条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは出席理事の中から選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全

員が提案した議案につき、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に基づき議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

第7章 常務理事会

(構成)

第33条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、前述以外の者を出席させることができる。

(開催、招集)

第34条 常務理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(権限)

第35条 常務理事会は、理事会の決議を要しない会務の運営に関する事項を決議する。

(会議の成立)

第36条 常務理事会は、決議に加わることができる理事総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第37条 常務理事会の議長は会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席理事の中から選出する。

(決議)

第38条 常務理事会の決議は、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(議事録)

第39条 常務理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した会長又は議長が記名押印をしなければならない。

第8章 部

(構成)

第40条 理事会の業務執行機関として部を置くことができる。

2 部は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 部に関して必要な事項は理事会で定める。

第9章 委員会

(構成)

第41条 理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

2 委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 委員会に関して必要な事項は理事会で定める。

第10章 会計等

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

第45条 事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の決議を経て、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局に職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の運営に関し必要な事項は会長が理事会の承認を得て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散等

(定款変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議によるほか法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 雑則

(公告方法)

第51条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第52条 この定款に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。